

# Ⅰ 高齢者虐待への理解

## 1 高齢者虐待の定義

平成18年4月1日に施行される「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という）では、高齢者に対して行われる、家庭における養護者や施設の従事者による、①身体的虐待 ②心理的虐待 ③性的虐待 ④世話の放棄・放置・怠慢（ネグレクト） ⑤経済的虐待を、「高齢者虐待」として位置付けている。

定義や具体的内容等は以下のとおりである。

	定 義	具 体 例
身体的虐待	養護者が、高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li> <li>ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制する 等</li> </ul>
心理的虐待	養護者が、高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li> <li>怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>侮辱を込めて、子供のように扱う</li> <li>高齢者が話しかけてくるのを意図的に無視する 等</li> </ul>
性的虐待	養護者が、高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	<ul style="list-style-type: none"> <li>排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>キス、性器への接触、セックスを強要する 等</li> </ul>
世話の放棄・放任・怠慢（ネグレクト）	養護者が、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等養護を著しく怠ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている</li> <li>水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない 等</li> </ul>
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> <li>本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等</li> </ul>

## 2 福井県における高齢者虐待の実態（平成16年度「在宅高齢者の諸問題に関する調査」より）

### 平成16年度「在宅高齢者の諸問題に関する調査」の概要

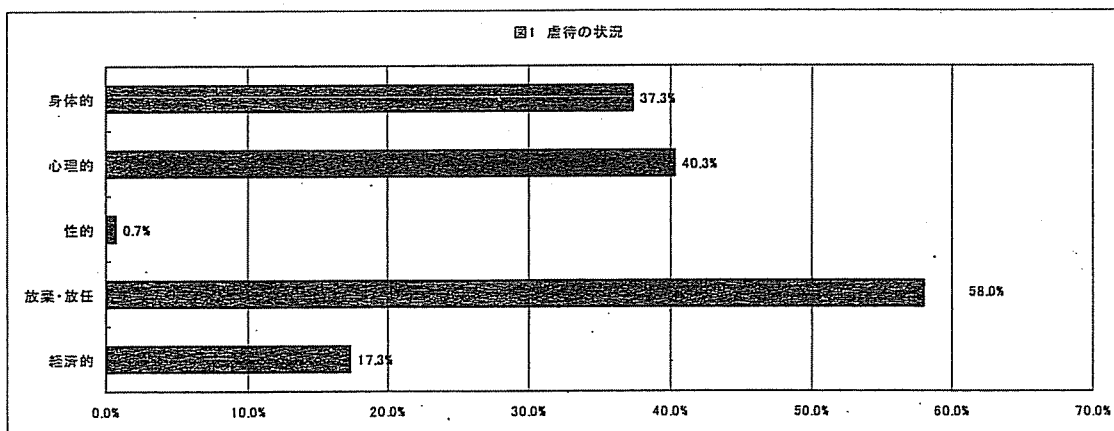
- 在宅介護を困難にしている虐待や認知症等を含む諸問題の現状について、その特徴や要因を調査し、今後の施策の展開に資することを目的に、福井県から委託を受けて福井県介護支援専門員連絡協議会が平成16年度に調査を実施した。
- 調査対象とした県内の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所303ヶ所に対し、対応困難と感じた事例についてのアンケート調査（一次調査）を実施し、その中で最も多かった「虐待事例」で、追跡調査が可能な19事例に対して、聞き取り調査（二次調査）を実施した。さらに、これらの調査結果をもとに、検討会を開催し、以下の結果を得た。
- なお、本調査における虐待の位置付けは、平成15年11月に厚生労働省が実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」を参考にしている。

### (1) アンケート調査（一次調査）の結果

#### ア 高齢者虐待の状況

処遇困難事例に関わったことのあるケアマネジャーは県内に687人おり、そのうち高齢者虐待事例に関わったものは127人（18.5%）で、295件の事例があった。

その状況については、「世話の放棄・放任・怠慢」が一番多く58.0%、次いで「心理的虐待」が40.3%で、「身体的虐待」は37.3%であった（図1）。



#### イ 虐待を受けている高齢者の状況

##### (ア) 年齢、性別

虐待を受けている高齢者の年齢について、「80歳代」が49.2%で最も多く、次いで「70歳代」が29.5%、「90歳代」が14.9%となっている。

性別については、「男性」24.4%、「女性」72.5%であった。

##### (イ) 認知症の有無

虐待を受けている高齢者の認知症の有無について、「認知症あり」が64.4%、「認知症なし」が33.2%であった。

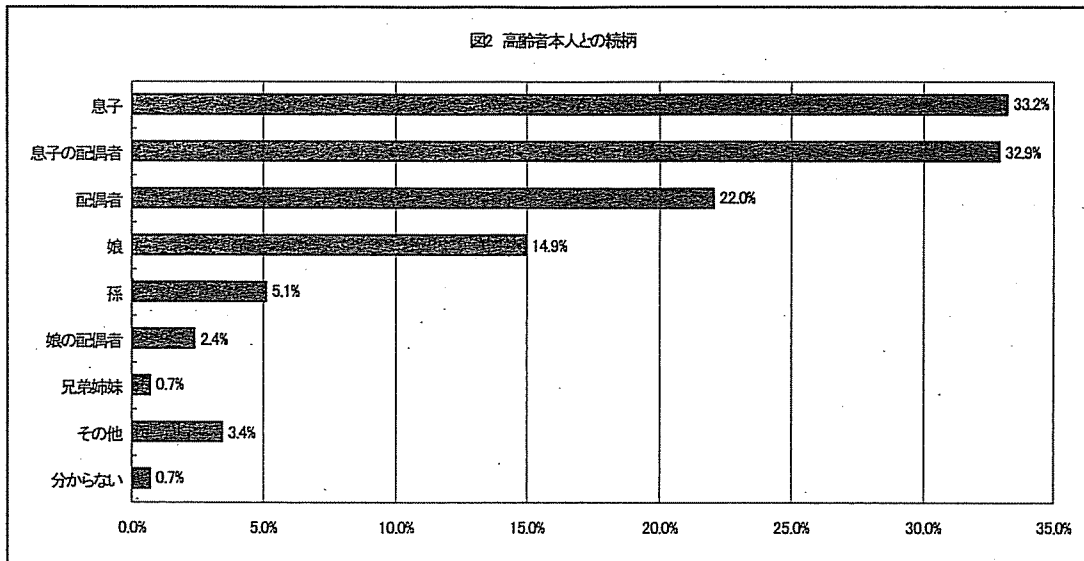
##### (ウ) 虐待を受けている高齢者の自覚

高齢者本人に虐待されている自覚があるかどうかを尋ねたところ、「自覚あり」が45.1%、「自覚なし」が32.5%で、「自覚あり」という回答が多かった。

ウ 虐待をしている者の状況（複数回答）

(ア) 高齢者との続柄

虐待をしている者は「息子」が33.2%と最も多く、次いで「息子の配偶者（嫁）」が32.9%、「配偶者」が22.0%であった（図2）。



(イ) 虐待をしている者の自覚

虐待をしている者に虐待している自覚があるかどうかを尋ねたところ、「自覚あり」が23.1%、「自覚なし」が47.8%で、「自覚なし」という回答が多かった。

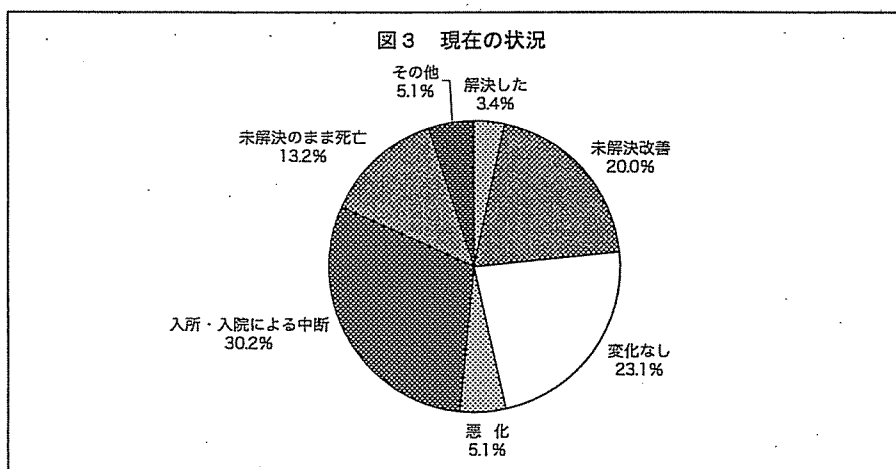
エ 高齢者虐待の発生要因

記入者に「本事例で高齢者虐待が発生した要因として考えられることは何か」と尋ねたところ、「当人同士の人間関係」が53.6%、次いで「家族を取り巻く環境」が42.0%、「虐待をしている者に原因」が40.0%、「虐待を受けている高齢者に原因」が23.7%であった。

また、いくつもの要因が複雑に絡んで高齢者虐待が発生しているケースが多く見られた。

オ 介入後の状況

ケアマネジャーの介入後の状況については、「入院・入所により中断」が30.2%と最も多く、次いで「変化なし」が23.1%、「解決に至らないが改善している」が20.0%であった（図3）。



## (2) 検討結果

### ア 高齢者虐待事例に対する対応

一次調査、二次調査を検討した結果、高齢者虐待事例に対するケアマネジャーの対応としては以下のことが見られた。

- ① 行政機関に相談
- ② 地域ケア会議で事例を検討
- ③ 相談する所がない、または、わからないため自分で解決

### イ 対応困難となる要因

高齢者虐待事例において、ケアマネジャー等支援者が対応や解決困難に陥る要因としては、次の4点が考えられた。

- ① 虐待の要因が複数絡んでいる。
- ② これまで培ってきた長い生活歴や人間関係が高齢者虐待に大きく関与することが多く、高齢者が一方的に虐待を受けているとは限らない。
- ③ 高齢者、介護者、支援担当者間で、虐待に対する理解や認識に隔たりが生じやすく、一貫した対応が行いにくい。
- ④ 高齢者虐待を抱える担当ケアマネジャーへの支援体制が不十分である。

## (3) 支援体制・施策への期待

高齢者虐待事例を解決、改善するために期待する施策への意見をまとめた結果は以下のとおりである。

### ア 相談窓口の設置

各地域ごとに高齢者虐待に関して専門の窓口を設置することが望ましい。

### イ 緊急時における入所施設の確保

虐待を受けている高齢者を、特別養護老人ホームやショートステイに、緊急優先的に入所させる体制整備が必要である。

### ウ 高齢者虐待ケースに対する支援マニュアル作成

ケアマネジャーがケースへの対応に迷いが生じないように、具体的指針を明記したマニュアルが必要である。

### エ 高齢者虐待防止に関する啓蒙活動及び研修の実施

一般市民や関係機関の職員及び専門的に相談業務に関わる関係者の認識を高める活動が望まれる。

### 3 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待は、高齢者と介護者の間でとれていたバランスが、両者の心身の状態や性格、疾病、経済困窮状態などにより崩れ、そこに過去の相互の複雑な関係が影響しあって起きている。また、これまでしっかりしていた高齢者が認知症などの発症により、両者の力関係が逆転して起こる場合もある。

なお、高齢者虐待の要因は単独の場合もあるが、実際には複雑に絡み合うケースが多いことが、福井県の在宅高齢者の実態調査でも見られている。一つ一つの要因と向き合いつつ、総合的な視点で目標設定を行い、対応していくことが支援者に求められる。

## 高齢者虐待の発生要因

虐待者側の問題	被虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ</li> <li>・介護知識や技術、介護意識の欠如</li> <li>・他疾病、障害など（精神疾患、認知症含む）</li> <li>・高齢者の身体機能低下や認知症であることの受け入れができない</li> <li>・性格（自己中心的）</li> <li>・介護負担による心身のストレス</li> <li>・就労、遠方居住などのために十分な介護ができない</li> <li>・収入不安定、無職</li> <li>・アルコール依存</li> <li>・精神不安定、潔癖症</li> <li>・高齢者介護に対する価値観</li> <li>・金銭の管理能力がない</li> <li>・ギャンブルなど</li> <li>・借金、浪費癖がある</li> <li>・相談者がいない</li> <li>・親族からの孤立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待をしている者との以前からの人間関係の悪さ、悪化</li> <li>・性格（頑固、強引、自己中心的）</li> <li>・認知症の発症・悪化</li> <li>・要介護状態</li> <li>・他疾病、障害など</li> <li>・在宅生活への強い固執</li> <li>・加齢や怪我によるADL（日常生活動作）の低下</li> <li>・判断力の低下、金銭管理能力の低下</li> <li>・収入が少ない</li> <li>・借金・浪費癖がある</li> <li>・精神不安定な状態</li> <li>・整理整頓ができない</li> <li>・相談者がいない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族関係、親族関係の悪さ、無関心、孤立</li> <li>・サービス利用にお金がかかる</li> <li>・近隣、社会との関係の悪さ、孤立</li> <li>・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）</li> <li>・家屋の老朽化、不衛生</li> <li>・人通りの少ない環境</li> <li>・暴力の世代間・家族間連鎖</li> </ul>

#### 4 高齢者虐待が発見されにくい理由と今後の対応

福井県における在宅高齢者の実態調査では、虐待を受けている高齢者は「80歳以上の高齢者」、「認知症のある高齢者」、「女性」が多く、また、「家の中のもめごとを外に出したくない」という傾向が見られている。これは全国的な傾向でもある。

高齢者虐待は、早期発見・早期介入を行うことが重要であるにも関わらず、以下の理由から虐待が発見されにくいことが考えられる。

##### (1) 介護者、高齢者ともに、虐待が閉鎖的に行われ、周辺地域に知られない。

ア 虐待をしているという自覚がない介護者が多い。

介護者は「自分なりにちゃんとやっている」と思っているのだが、介護知識や技術の不足、介護力の低下（老老介護など）からくる「不十分な介護」との違いが曖昧である。

イ 虐待への自覚があり「悪いことだ」と感じており、世間に知られないように事実を隠す。

ウ 介護者から虐待を受けている高齢者は、外に助けを求めることが難しい場合がある。

虐待を受けている高齢者は、虐待をしている者（息子や嫁など）の介護を受けているため、第三者に虐待を相談した後の仕返しを恐れて、高齢者自身が黙ってしまう。

また、高齢者自身が、世間体を気にして「家」を重視する結果、虐待を隠して助けを求めないことがある。

##### (2) 民生委員や近隣の住民等は高齢者虐待に関与しにくい。

ア 虐待に対する知識や認識がまだ普及しておらず、虐待か否か、行政の介入が必要かどうかの判断が困難である。

イ 虐待の要因に家族関係が絡むことが多いため、家族間の関係修復の見通しを持つことが難しく、第三者が積極的に関わることに躊躇する場合がある。

ウ 虐待は、家庭内で起こっている問題と捉えがちであり、プライバシー保護の観点からも、第三者が積極的に関わることに躊躇する場合がある。その理由の一つとして、行政やケアマネジャー等には守秘義務が課せられていることが住民に知られていないことがある。

##### (3) 行政機関との強力な連携体制が必要である。

これまでは、市町村によっては、虐待に対して適切な介入を行うネットワークの構築が不十分なために、相談したケアマネジャーが対応に苦慮する一方で、行政の適切な介入により充分に対応できた事例もあった。

今後は、「高齢者虐待防止法」により、市町村長が認めた場合、地域包括支援センターの職員等が訪問や調査を行い、高齢者虐待に積極的に関わることとなっている。また、家族が正当な理由がないのに立ち入り調査を拒否したり、妨げたり、質問に答えなかったり嘘を言った場合は、罰金が科せられる等、高齢者虐待に対して積極的な介入が法律で定められた。

ケアマネジャーは、虐待やその疑いを早期に発見し、地域包括支援センターや行政に情報提供し、早期対応・解決につなげることが求められてくる。